

学校感染症の分類と出席停止の基準

分類	病 名	出席停止の基準
第 1 種	エボラ出血熱, ジフテリア, 痘そう, 重症急性呼吸器症候群, 鳥インフルエンザなど	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退した後 2 日を経過するまで
第 3 種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎(はやりめ)	
	急性出血性結膜炎(アプロ病)	
その他の感染症 (溶連菌感染症, マイコプラズマ感染症, 流行性嘔吐下痢症など)		